

令和5年6月

小布施町地域防災計画 (本編)

新旧対照表

令和5年度修正

(令和5年6月)

※第5編(資料編)・第6編(様式編)は省略

令和5年度 小布施町地域防災計画の主な修正について

※長野県地域防災計画の修正概要より

1 概要

令和4年度、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画の修正に伴い、小布施町地域防災計画の修正を行った。

(1) 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

大雨災害を踏まえた国・県の計画修正に基づく修正

(2) その他

関連する法令の改正、最近の施策の進展等を踏まえ国・県計画が修正されたことに伴う、町計画の修正など

2 主な修正内容

(1) 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正（国の防災基本計画の修正を反映）

ア 盛土による災害の防止に向けた対応（第3編風水害対策編第1章第1節）

危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導について記載

イ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令（第2編震災対策編第1章第3節）

学校における消防団員等が参画した防災教育の推進、避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言を記載

(2) その他

ア 関連する法令の改正を踏まえた国・県計画が修正されたことに伴い、町計画との整合を図った。

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
1	51	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり 町は、次の計画により地震に強いまちの形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の耐震化に配慮したまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 地震に強いまち構造の形成</p> <p>ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>52-1 <u>カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり 町は、次の計画により地震に強いまちの形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の耐震化に配慮したまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 地震に強いまち構造の形成</p> <p>ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>カ (新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
---	-----	-------------	---	----

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

1	53 53-1	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(6) 新たな災害時通信網の整備</p> <p>町は、衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備に努める。また、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟し、また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るほか、長野県防災情報システムを利用し、被害情報等の共有に努める。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(6) 新たな災害時通信網の整備</p> <p>町は、衛星携帯電話、MCA移動無線_____等の移動系の応急対策機器の整備に努める。また、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟し、また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るほか、長野県防災情報システムを利用し、被害情報等の共有に努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>
---	----------------	---	---	-----------------------

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
---	-----	-------------	---	----

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

1	58	第4節 広域総合応援計画	第2節 情報の収集・連絡体制計画	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 相互応援協定の締結等</p> <p>町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結するとともに、防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。<u>※令和3年2月現在、協定件数 40件</u></p>	<p>時点修正</p>																							
	58	第2 計画の内容																										
	59	15-3 公共的機関・団体等との協定 (23件)																										
	60	1 相互応援協定の締結等																										
		<p>町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結するとともに、防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。<u>※令和5年4月現在、協定件数 43件</u></p>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定の名称</th> <th>締結年月日</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> <th>第5編資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>水道水質検査委託契約に係る合意書 (災害時等における水質検査及び研修)</td> <td>平成13年7月3日</td> <td>長野市薬剤師会</td> <td>災害時等における水質検査及び研修</td> <td>15-3-21</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書</td> <td>令和4年7月1日</td> <td>社会福祉法人小布施町社会福祉協議会</td> <td>小布施町災害ボランティアセンターの設置・運営</td> <td>15-3-22</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>災害時における社会福祉施設等の指定福祉避難所に関する協定書</td> <td>令和5年4月1日</td> <td>社会福祉法人小布施町社会福祉協議会</td> <td>指定福祉避難所の設置・運営</td> <td>15-3-23</td> </tr> </tbody> </table>		協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編	21	水道水質検査委託契約に係る合意書 (災害時等における水質検査及び研修)	平成13年7月3日	長野市薬剤師会	災害時等における水質検査及び研修	15-3-21	22	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	令和4年7月1日	社会福祉法人小布施町社会福祉協議会	小布施町災害ボランティアセンターの設置・運営	15-3-22	23	災害時における社会福祉施設等の指定福祉避難所に関する協定書	令和5年4月1日	社会福祉法人小布施町社会福祉協議会	指定福祉避難所の設置・運営	15-3-23		
	協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編																							
21	水道水質検査委託契約に係る合意書 (災害時等における水質検査及び研修)	平成13年7月3日	長野市薬剤師会	災害時等における水質検査及び研修	15-3-21																							
22	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	令和4年7月1日	社会福祉法人小布施町社会福祉協議会	小布施町災害ボランティアセンターの設置・運営	15-3-22																							
23	災害時における社会福祉施設等の指定福祉避難所に関する協定書	令和5年4月1日	社会福祉法人小布施町社会福祉協議会	指定福祉避難所の設置・運営	15-3-23																							
				<p>(追記)</p>																								

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

1	95	<p>第12節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針 大規模地震発生時における避難者の受入れのため、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、ある程度の設備が整っている指定避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、小布施町避難所運営マニュアル(令和4年11月更新)等実施に関わる計画を定めておく。その際、要配慮者及び帰宅困難者等には十分配慮する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 イ 災害時における広報 (7) 同報無線による周知 (イ) 広報車による周知 (ウ) 避難誘導員による現地広報 (エ) 住民組織を通じた広報 なお、町は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保</u>を講ずべきことにも留意する。</p> <p>4 指定避難所の確保等</p> <p>(2) 指定避難所設備及び運営体制の整備 ウ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 また、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>ケ 「長野県避難所運営マニュアル策定方針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、町避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>ソ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NP O・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>6 要配慮者等対策</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保 ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	<p>第12節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針 大規模地震発生時における避難者の受入れのため、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、ある程度の設備が整っている指定避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、小布施町避難所運営マニュアル等実施に関わる計画を定めておく。その際、要配慮者及び帰宅困難者等には十分配慮する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 イ 災害時における広報 (7) 同報無線による周知 (イ) 広報車による周知 (ウ) 避難誘導員による現地広報 (エ) 住民組織を通じた広報 なお、町は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措置</u>をとるべきことにも留意する。</p> <p>4 指定避難所の確保等</p> <p>(2) 指定避難所設備及び運営体制の整備 ウ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>ケ 「長野県避難所運営マニュアル策定方針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、町避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>ソ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>6 要配慮者等対策</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保 ア 町は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等<u>の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p>	<p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせ修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>
章	ページ	新(令和5年度修正案)	旧	備考

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

1	171 171 174 174-1	<p>第3 2 節 防災知識普及計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 学校等における防災教育の推進 小・中学校、保育園、幼稚園において児童・生徒及び幼児が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。 町は、防災訓練を実施するとともに、学級活動等を通じて防災教育を推進する。</p> <p>(1) 防災訓練の実施 小布施町防災の日（6月6日）又は、直近の日曜日に防災訓練を実施する。また、大規模災害にも対処できるように、町及び関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。</p> <p><u>(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p> <p><u>(3) 児童生徒等への防災教育の実施</u></p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 町は、過去に起こった<u>大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため</u>、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。 <u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u> <u>さらに、</u>災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p>	<p>第3 2 節 防災知識普及計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 学校等における防災教育の推進 小・中学校、保育園、幼稚園において児童・生徒及び幼児が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。 町は、防災訓練を実施するとともに、学級活動等を通じて防災教育を推進する。</p> <p>(1) 防災訓練の実施 小布施町防災の日（6月6日）又は、直近の日曜日に防災訓練を実施する。また、大規模災害にも対処できるように、町及び関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。</p> <p><u>(2) 児童生徒等への防災教育の実施</u></p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 町は、過去に起こった<u>大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</u> <u>また、</u>災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p> <p>国土地理院との連携について</p>
---	------------------------------------	---	--	--

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
---	-----	-------------	---	----

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
2	251	<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 調査事項別の担当及び報告先</p> <p>小布施町の災害情報連絡系統図</p> <p>様式第1号から様式第19号の2の表中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>長野地域振興局 総務管理（・環境）課</p> </div>	<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 調査事項別の担当及び報告先</p> <p>小布施町の災害情報連絡系統図</p> <p>様式第1号から様式第19号の2の表中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>長野地域振興局 総務管理_____課</p> </div>	<p>県組織 改正に 伴う修 正</p>
	254			
	255			
	255			
	~			
	260			

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新 (令和5年度修正案)	旧	備考																																																				
2	323	<p>第5節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導及び輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の捜索・救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>土のう作成、運搬、積込み等</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>損壊及び障害物の啓開・除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療・救護・防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送</td> </tr> <tr> <td><u>給食及び給水、入浴支援</u></td> <td><u>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</u></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去等</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自衛隊の能力で対処可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 派遣要請手続・系統 (後掲参照)</p> <p>ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書(第6編様式編3 応援要請様式3-1)又は口頭をもって長野地域振興局長 <u>に派遣要請を求めるものとする。</u></p>	項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助	遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等の捜索・救助	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等	消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去	応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送	<u>給食及び給水、入浴支援</u>	<u>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</u>	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	その他	自衛隊の能力で対処可能なもの	<p>第5節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導及び輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の捜索・救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>土のう作成、運搬、積込み等</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>損壊及び障害物の啓開・除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療・救護・防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯及び給水</u></td> <td><u>被者に対する炊飯及び炊飯及び給水</u></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去等</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自衛隊の能力で対処可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 派遣要請手続・系統 (後掲参照)</p> <p>ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書(第6編様式編3 応援要請様式3-1)又は口頭をもって長野地域振興局長 <u>若しくは長野中央警察署長を通じ知事に派遣を求める。</u></p>	項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助	遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等の捜索・救助	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等	消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去	応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送	<u>炊飯及び給水</u>	<u>被者に対する炊飯及び炊飯及び給水</u>	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	その他	自衛隊の能力で対処可能なもの	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>警察の削除</p>
項目	内容																																																							
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																							
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助																																																							
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等の捜索・救助																																																							
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等																																																							
消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力																																																							
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去																																																							
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																							
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送																																																							
<u>給食及び給水、入浴支援</u>	<u>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</u>																																																							
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																																																							
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																							
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの																																																							
項目	内容																																																							
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																							
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助																																																							
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等の捜索・救助																																																							
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等																																																							
消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力																																																							
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去																																																							
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																							
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送																																																							
<u>炊飯及び給水</u>	<u>被者に対する炊飯及び炊飯及び給水</u>																																																							
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																																																							
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																							
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの																																																							
	323 324																																																							

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
2	360	第13節 避難受入れ及び情報提供活動	第13節 避難受入れ及び情報提供活動	
	360	第2 活動の内容	第2 活動の内容	
	385	4 指定避難所の開設・運営	4 指定避難所の開設・運営	
	385	(1) 指定避難所の開設（第5編資料編3-1）	(1) 指定避難所の開設（資料3-1）	
	385	エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。	エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。	
	386	カ 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者	カ 避難所運営について専門性を有した_____外部支援者	
	386	ケ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、 <u>受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u>	ケ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、_____避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 <u>(新設)</u>	国の防災基本計画に合わせ修正
	387	ス <u>指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u>		避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記
	387	ア <u>スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</u>		
	387	イ <u>介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</u>		
	387	ウ <u>災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</u>		
	387	ア <u>介護職員等の派遣</u>		
	387	イ <u>入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</u>		
	387	ウ <u>病院や社会福祉施設等への受入れ</u>		
	387	エ <u>要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</u>		国の防災基本計画に合わせ追記
	387	オ <u>大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</u>		
	387	セ <u>指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</u>		
	387	ソ <u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u>		
	387	タ <u>やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u>		
	387	チ <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u>		
	387	ツ <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。</u>		
	387	テ <u>ペットとの同行避難については、飼い主がゲージを用意することを前提に、適切な体制整備に努める。</u>		
	387	<u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物の為の避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u>		

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
2	391	第14節 食料品等の調達供給活動	第14節 食料品等の調達供給活動	
2	391	第2 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 応援要請 町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行い、次の方法により支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。 <u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u>	第2 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 応援要請 町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行い、次の方法により支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。	国の防災基本計画に 合わせ 修正
	391			

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
2	411	<p>第17節 保健衛生、感染症予防計画</p> <p>第1 基本方針 町は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 <u>さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(3) 医療・保健情報 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防計画</p> <p>第1 基本方針 町は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <hr/> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(3) 医療・保健情報 県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p>	<p>長野県歯科 口腔保健推 進条例の改 正に伴う修 正</p> <p>脱字の修正</p>

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新 (令和5年度修正案)	旧	備考
2	442 442	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 電気通信設備の応急活動</p> <p>(1) 町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイルと連携し、各社が実施する電気通信設備等の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、指定避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出しが実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。</p> <p>(2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイルは、災害時に被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、災害時用公衆電話(特設公衆電話)、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し等により、被災者関係の情報提供に努める。</p>	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 電気通信設備の応急活動</p> <p>(1) 町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)_____と連携し、各社が実施する電気通信設備等の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、指定避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出しが実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。</p> <p>(2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)_____は、災害時に被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、災害時用公衆電話(特設公衆電話)、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し等により、被災者関係の情報提供に努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>

新旧対照表

令和4年 小布施町地域防災計画 第2編 震災対策編

章	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
3	551	<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 支援体制の確立</p> <p><u>町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p>	<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 支援体制の確立</p> <p><u>町は、災害復旧・復興事業を迅速かつ適切に行うため、必要に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県に対し、災害復旧・復興に必要な職員の配備、応援について協力を依頼し、活動体制の確立を図る。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>

新旧対照表

令和3年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

章	ページ	新 (令和5年度修正案)	旧	備考
1	651	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課等の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p>(7) <u>危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(8) <u>道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電中化の取り組みと連携しつつ、無電中化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(9) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>コ <u>山地災害危険地区、治山施設の整備等のハード対策と、産地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進する。特に、尾根部からの崩落等による土砂の流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策など複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課等の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p>(7) <u>道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>(8) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>j <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生する恐れのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策など複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、地域住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>
652	<p>5 災害応急対策等への備え</p> <p>(7) <u>町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン（第5編資料編18））を作成する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(8) <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>(9) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>(10) 災害時に備え、財政調整基金の維持、積立を図る。</p> <p>(11) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p>	<p>5 災害応急対策等への備え</p> <p><u>新設</u></p> <p>(7) <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>(8) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>(9) 災害時に備え、財政調整基金の維持、積立を図る。</p> <p>(10) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>	
654	<p>654-1</p>			

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

758	別紙	別紙																													
758	警報等の種類及び発表基準	警報等の種類及び発表基準																													
758	1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報	1 気象業務法に基づく警報等	長野県地域防災計画に準じて修正																												
758	(1) 特別警報・警報・注意報	(1) 特別警報・警報・注意報																													
	大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。	大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。																													
	長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。	長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。																													
	ア 特別警報・警報・注意報の概要	(特別警報・警報・注意報の概要)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	長野地方気象台による修正												
種類	発表基準																														
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																														
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																														
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																														
種類	発表基準																														
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																														
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																														
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																														
	イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地表気象台が発表するもの）	(特別警報の種類と概要)																													
	気象庁では警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。	気象庁では警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。																													
758	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると、予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	<table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報	<table border="1"> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると、予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td> </tr> </table>	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると、予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	<table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	長野地方気象台による修正 長野県地域防災計画に準じて追記
特別警報・警報・注意報の種類	概要																														
特別警報	<table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																						
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																														
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																														
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																														
警報	<table border="1"> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると、予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td> </tr> </table>	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると、予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当																												
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると、予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当																														
特別警報・警報・注意報の種類	概要																														
特別警報	<table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																						
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																														
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																														
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																														

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

759		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。 高齢者等は危険な芭蕉からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	追記	長野県地域防災計画に準じて追記			
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。					
		暴風警報	暴風雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。					
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風雨による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。					
	注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えた避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。					
		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。					
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。					
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。					
		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。					
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。					
		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。					
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。					
		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。					
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。					
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。					
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。					
		759						

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

760		<p>霜注意報</p>	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>												
		<p>低温注意報</p>	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>												
		<p>ウ 特別警報基準</p>													
760		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		<p>追記</p>	<p>長野県地域防災計画に準じて追記</p>
種類	発表基準														
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合														
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合														
暴風雪	数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合														
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合														
		<p>〔注〕発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風を中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。</p>		<p>〔注〕発表に当たっては、降水量、積雪量、台風を中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。</p>											
		<p>(1) 雨を要因とする特別警報の指標</p>		<p>追記</p>											
		<p>ア 大雨特別警報（新水害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨と区別警報（浸水害）を発表。 （ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 （イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現</p>		<p>追記</p>	<p>長野県地域防災計画に準じて追記</p>										
		<p>イ 大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その講師が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p>		<p>追記</p>	<p>長野県地域防災計画に準じて追記</p>										
		<p>(2) 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速と給たまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風雨の警報を特別警報として発表する。 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。</p>		<p>追記</p>	<p>長野県地域防災計画に準じて追記</p>										
		<p>(3) 雪を要因とする特別警報の指標 府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一</p>													

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

761	<p><u>日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</u> <u>ア 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和4年11月21日現在）</u></p> <table border="1"> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深（cm）</th> <th>既往最深積雪深（cm）</th> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>長野</td> <td>66</td> <td>80</td> </tr> </table>	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）	長野県	長野	66	80	追記	長野県地域防災計画に準じて追記				
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）												
長野県	長野	66	80												
761	<p>注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</p>														
761	<p><u>(6) 警報・注意報発表基準</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>令和4年5月26日現在</u>） 発表官署 長野地方気象台</p>	<p><u><警報・注意報発表基準></u></p> <p style="text-align: right;">（<u>令和4年5月23日現在</u>） 発表官署 長野地方気象台</p>	時点修正												
763	<p><u><警報及び注意報の区域></u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>二次細分区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">北 部</td> <td>長野地域</td> <td>長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町</td> </tr> <tr> <td>中野飯山地域</td> <td>中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村</td> </tr> <tr> <td>大北地域</td> <td>大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村</td> </tr> </tbody> </table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	追記	長野県地域防災計画に準じて追記		
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域													
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町													
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村													
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村													
763 763	<p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>情報名</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	情報名	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>情報名</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	情報名	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	誤記修正
種 類	情報名	概 要													
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。													
種 類	情報名	概 要													
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。													

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

764		<p>氾濫危険情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき</u>に発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>			<p>氾濫危険情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき _____ に発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		長野県地域防災計画に準じて追記							
		<p>氾濫警戒情報</p>	<p>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、<u>あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>			<p>氾濫警戒情報</p>	<p>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、 _____ 避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>									
764	(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報	<p>水防法に基づき、<u>国土交通大臣又は知事</u>がその指定した河川について、<u>水位又は流量を示して発表する水位情報</u>をいう。</p>		(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報	<p>水防法に基づき、<u>重要河川</u>についてその状況を水位又は流量を示して発表する<u>警報及び注意報</u>をいう。</p>	長野県地域防災計画に準じて追記										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td><u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。</u></td> </tr> <tr> <td><u>氾濫危険水位到達情報</u></td> <td><u>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	避難判断水位到達情報	<u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。</u>	<u>氾濫危険水位到達情報</u>	<u>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td><u>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	避難判断水位到達情報	<u>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</u>		
区 分	発 表 基 準															
避難判断水位到達情報	<u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。</u>															
<u>氾濫危険水位到達情報</u>	<u>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</u>															
区 分	発 表 基 準															
避難判断水位到達情報	<u>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</u>															
764	(3) 水防警報	<p>水防法に基づき、<u>国土交通大臣又は知事</u>がその指定した河川について、<u>水防活動のために発表する警報</u>をいう。</p>		(3) 水防警報	<p>水防法に基づき、 _____ 水防活動のために発する警報をいう。</p>	長野県地域防災計画に準じて修正										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報</td> <td>水位が<u>氾濫</u>注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の<u>必要が</u>予測されたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	水防警報	水位が <u>氾濫</u> 注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の <u>必要が</u> 予測されたとき。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 防 警 報</td> <td>水位が<u>はん濫</u>注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動<u>が必要と</u>予測されたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	水 防 警 報	水位が <u>はん濫</u> 注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動 <u>が必要と</u> 予測されたとき。				
区 分	発 表 基 準															
水防警報	水位が <u>氾濫</u> 注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の <u>必要が</u> 予測されたとき。															
区 分	発 表 基 準															
水 防 警 報	水位が <u>はん濫</u> 注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動 <u>が必要と</u> 予測されたとき。															
765	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等警報の危険度分布（キキクル）等の概要</u></p>			<p>4 その他の情報</p> <p><u>追記</u></p>		長野県地域防災計画に準じて追記										

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

種 類	概 要		
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u> <u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u>		
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</u>	<u>短時間豪雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u> <u>1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>		
<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</u> <u>3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>		
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</u> <u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u>		
766	<u>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。</u> <u>可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</u>	<u>追記</u>	長野県地域防災計画に準じて追記
766	<u>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u> <u>雨を要因とする特別警報が発表されたときは、その後速やかに、その内容を捕捉するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u>	<u>(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u> <u>気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</u>	長野県地域防災計画に準じて修正

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

<p>767</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。</p> <p>ただし、以下にある5市については分割して発表する。なお、これを捕捉する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>発表地域名称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野市</td> <td>長野</td> <td>長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域</td> </tr> <tr> <td>鬼無里戸隠</td> <td>長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">松本市</td> <td>松本</td> <td>松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）</td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地</td> <td>松本市（安曇及び奈川に限る。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飯田市</td> <td>飯田</td> <td>飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域</td> </tr> <tr> <td>上村南信濃</td> <td>飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊那市</td> <td>伊那</td> <td>伊那市のうち長谷の区域を除く区域</td> </tr> <tr> <td>長谷</td> <td>伊那市のうち長谷総合支所管内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塩尻市</td> <td>塩尻</td> <td>塩尻市（檜川の区域を除く。）</td> </tr> <tr> <td>檜川</td> <td>塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	市	発表地域名称	区 域	長野市	長野	長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域	鬼無里戸隠	長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内	松本市	松本	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）	乗鞍上高地	松本市（安曇及び奈川に限る。）	飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内	伊那市	伊那	伊那市のうち長谷の区域を除く区域	長谷	伊那市のうち長谷総合支所管内	塩尻市	塩尻	塩尻市（檜川の区域を除く。）	檜川	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）	<p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。</p> <p>追記</p> <p>(2) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指しして発表する気象情報をいう。</p> <p>追記</p> <p>(3) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。</p> <p>5 警報等の発表及び解除</p> <p>警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>市町村ごと</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報	長野地方気象台	市町村ごと	<p>長野県地域防災計画に準じて追記</p> <p>長野県地域防災計画に準じて追記</p> <p>長野県地域防災計画に準じて修正</p>
市	発表地域名称	区 域																																			
長野市	長野	長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域																																			
	鬼無里戸隠	長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内																																			
松本市	松本	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）																																			
	乗鞍上高地	松本市（安曇及び奈川に限る。）																																			
飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域																																			
	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内																																			
伊那市	伊那	伊那市のうち長谷の区域を除く区域																																			
	長谷	伊那市のうち長谷総合支所管内																																			
塩尻市	塩尻	塩尻市（檜川の区域を除く。）																																			
	檜川	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）																																			
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																			
気象注意報	長野地方気象台	市町村ごと																																			
<p>767</p>	<p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</p> <p>長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</p>	<p>(3) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。</p>	<p>長野県地域防災計画に準じて追記</p>																																		
<p>768</p>	<p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p> <p>(7) 警報等の発表及び解除</p> <p>警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。</p>	<p>5 警報等の発表及び解除</p> <p>警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に準じて修正</p>																																		

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第3編 風水害対策編

768			769			長野県 地域防 災計画 に準じ て修正
ただし、竜巻注意報の有効時間は発表から概ね1時間である。						
警報等の種類	発表機関名	対象区域	警報等の種類	発表機関名	対象区域	
気象注意報 気象警報	長野地方气象台	県全域	気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方气象台 国土交通省 千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）	
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方气象台 国土交通省 千曲川河川事務所	共同	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）			
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方气象台 長野県建設部河川課	共同	知事が指定した河川（県の指定河川）			
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という）	水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という）	
	須坂建設事務所	地事が指定した河川（「県の指定河川」という）		須坂建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）	
火災気象通報	長野地方气象台	県全域	火災気象通報	長野地方气象台	県全域あるいは一部	
火災警報	市町村長	各市町村域	火災警報	市町村長	各市町村域	
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 須坂建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川	避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 須坂建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川	
土砂災害警戒情報	長野地方气象台 長野県建設部砂防課	共同 県全域	土砂災害警戒情報	長野地方气象台 建設砂防課	共同 市町村ごと	
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域	記録的短時間大雨情報	長野地方气象台	県全域あるいは一部	
竜巻注意情報	気象庁	県全域	竜巻注意情報	長野地方气象台	県全域あるいは一部	
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方气象台	全国、 関東甲信地方、 長野県	全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方气象台	全国、関東甲信地方、長野県	

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第4編 その他の災害対策編

節	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
1	901 901	<p>第1節 雪害対策</p> <p>第1 災害予防計画</p> <p>4 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発</p> <p>雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、町は、降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p>	<p>第1節 雪害対策</p> <p>4 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発</p> <p>雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、町は、降積雪時の適切な活動_____について、住民に対して周知を図る_____。</p>	<p>国の防災基本計画に 合わせ 修正</p>

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第4編 その他の災害対策編

節	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考
8	942	<p>第8節 火山災害対策</p> <p>第1 火山災害に強いまちづくり</p> <p>1 火山災害に強いまちの形成</p> <p>(1) 警戒避難対策の推進や、住民等への情報提供等を効果的に行うため、必要に応じ、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。</p> <p>(2) <u>道路防災対策</u>等を通じて、<u>強靱</u>で信頼性の高い道路網の整備を図る。</p>	<p>第8節 火山災害対策</p> <p>第1 火山災害に強いまちづくり</p> <p>1 火山災害に強いまちの形成</p> <p>(1) 警戒避難対策の推進や、住民等への情報提供等を効果的に行うため、必要に応じ、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。</p> <p>(2) <u>道路情報ネットワークシステム</u>等を通じて、<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p>

新旧対照表

令和5年 小布施町地域防災計画 第4編 その他の災害対策編

節	ページ	新（令和5年度修正案）	旧	備考														
9	946	第9節 原子力災害対策	第9節 原子力災害対策	国の防災基本計画に 合わせ修正 時点修正 国の防災基本計画に 合わせ追記 時点修正														
	946	第2 災害応急対策計画	第2 災害応急対策計画															
	947	3 放射性物質濃度の測定 (1) 町は、必要に応じて水道水、降水物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の 放射性物質濃度 の測定を実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。	3 放射能濃度の測定 (1) 町は、必要に応じて水道水、降水物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の 放射能濃度 の測定を実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。															
	947	6 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及び避難誘導	6 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及び避難誘導															
	948	イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。 (ウ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等に感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。	イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。 (ウ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等に感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。															
	948	なお、「原子力災害対策指針（ <u>最新改定日 令和4年7月6日</u> ）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。	なお、「原子力災害対策指針（ <u>最新改定日 令和3年7月21日</u> ）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。															
	949	(2) 広域避難活動 <u>カ 町は、必要に応じ、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。</u>	(2) 広域避難活動 <u>新設</u>															
	949	8 飲料水・飲食物の摂取制限等 (3) 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	8 飲料水・飲食物の摂取制限等 (3) 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準															
	950	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> （原子力災害対策指針（ <u>令和4年7月6日</u> ）より）	対象		放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> （原子力災害対策指針（ <u>令和3年7月21日</u> ）より）	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム
対象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																	
対象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																	